

厨房施設建設基本設計業務委託特記仕様書

I 業務概要

- (1) 業務名称 田村市新病院・厨房施設 基本設計業務
- (2) 業務内容 厨房施設 基本設計業務
- (3) 履行期限 契約日より令和3年5月28日（金）まで
- (4) 業務対象施設 II（3）に示す各施設とする。

II 設計業務

(1) 業務種別

- 1 本業務の種別は以下による。なお、詳細は、(5) 業務仕様による。
 - ・ 建築基本設計に関する標準業務
 - ・ 電気設備基本設計に関する標準業務
 - ・ 機械設備基本設計に関する標準業務
 - ・ 外構工事基本設計に関する標準業務
- 2 配置技術者に関する要件は、以下のとおりとする。
 - ・ 管 理 技 術 者：100床以上の病院の新築又は増改築（一部を除く）の基本設計を含む設計業務を総括的な立場又は建築（意匠）担当主任技術者として実績を有する建築士法第2条第2項に規定する一級建築士
 - ・ 建築意匠主任技術者：建築士法第2条第2項に規定する一級建築士
 - ・ 構造主任技術者：建築士法第10条の2の2に規定する構造設計一級建築士
 - ・ 電気設備主任技術者：建築士法第2条5項に規定する建築設備士
 - ・ 機械設備主任技術者：建築士法第2条5項に規定する建築設備士

※「建築意匠主任技術者」及び「構造主任技術者」は、当該業務を遅滞なく円滑に履行できる場合であれば兼任を可とする。

※「電気設備主任技術者」及び「機械設備主任技術者」も同様とする。

※建築意匠主任技術者は、設計業者と直接的かつ恒常的な雇用関係であることを要するが、「構造主任技術者」、「電気設備主任技術者」及び「機械設備主任技術者」は、協力事務所から配置することができる。

(2) 工事費

約2.7億円（本体建設工事、付帯設備工事、消費税含む。外構、厨房機器の価格及び搬入設置費用除く。厨房機器メーカーは別途選定する。）

(3) 計画施設概要

- 1 施設名称 田村市保健福祉厨房施設（以下、「厨房施設」という。）
- 2 敷地の場所 福島県田村市船引町船引字屋頭清水115番1他

- 3 施設用途 平成31年国土交通省告示第98号別添二第2号 第2類
4 敷地面積 病院予定敷地約12,000㎡内
5 規模 基本設計の内容により変更もあり得る。

①厨房施設

- ・ 想定延面積 325㎡
- ・ 階数 地上1階程度
- ・ 構造 検討結果により決定する。
- ・ 調理能力（食数）

保育所給食	約120食/日
病院給食	約150食/日
一般飲食	約200食/日
- ・ 耐震安全性の分類

(1) 構造体	Ⅱ類
(2) 非構造部材	A類
(3) 建築設備	甲類
- ・ 立地条件等

(1) 都市計画区域	区域内
(2) 用途地域	指定なし
(3) 上水道	整備予定
(4) 下水道	整備予定
(5) ガス	LPGガス

②外構

- ・ テラス、側溝、駐車場、通路、駐輪場、植栽等

③その他

- ・ 事務室（10名程度）、休憩室兼給湯室（20名程度）を設置する。事務室には、事務机の他、複合機、打合せテーブルの配置、休憩室はテーブル、椅子を配置することを想定している。
- ・ 市の食育推進の発信拠点としての機能を十分に発揮することができ、食育推進の観点から、下処理から調理までの作業が外部から見学できる視認性の優れた施設を想定している。
- ・ 同一敷地内に認可保育所（民設民営）が建設予定。

【認可保育所】

- | | |
|-----------|-------------|
| ■開設・運営事業者 | 公益財団法人星総合病院 |
| ■入所規模 | 定員150名 |
| ■開所（予定） | 令和4年4月 |

- ・ 隣接する認可保育所及び病院への配送を十分に考慮した施設とする。なお、認可保育所及び病院棟と厨房施設を接続する通路は、病院設計に含むものとする。

(4) 設計の進め方

- 1 本特記仕様書、委託契約書及び福島県が公表している建築・設備設計業務委託共通仕様書（R1.10.1版）に基づき契約を履行する。
- 2 病院建設基本設計業務委託特記仕様書 別紙1の設計理念及び下記の条件に基づいて設計を進める。
 - ① 学校給食衛生管理基準、大量調理施設衛生管理マニュアルに定められた衛生管理基準に適合した施設とすること。
 - ② HACCPの概念に基づく設計とすること。
 - ③ 施設はドライシステム方式とすること。
 - ④ 調理食数に適した作業性、安全性、耐久性に優れた施設とすること。
 - ⑤ 厨房内は、作業動線の交差の少ない機器等の配置とした設計とすること。
 - ⑥ 厨房内は、作業時の広い視野の確保との採光性に優れ、均一照度となる設計とすること。
 - ⑦ 機能的、効率的な外部動線を含めた全体の敷地利用とすること。
 - ⑧ 建設予定地に隣接する保育所、病院及び民家に、臭気、機器作動時の騒音等の影響が最小限となるよう配慮した設計、配置とすること。
 - ⑨ 建設予定地周辺環境を考慮し、施設内への吸気に配慮した設計とすること。
 - ⑩ 鳥類、昆虫類、ネズミ等の侵入対策を講じること。
 - ⑪ 省エネルギーに配慮し、イニシャルコスト、ランニングコスト等に配慮した設計とすること。
 - ⑫ その他施設の運用上、必要と思われる設備及び機能について提案すること。
- 3 業務を実施するにあたり、「田村市新病院建設基本計画」（以下、「基本計画」という。）へも配慮の上、公共建築としての目的意識をもって設計を行う。
- 4 受注者は、市が別途選定する厨房機器事業者と綿密な協議・調整を行い、厨房機器の特徴を生かしたより良い設計に努めること。
- 5 受注者は、建築基準法及び建築士法等の法令上の設計者となるので、その責任を全うしなければならない。
- 6 設計は、建築基準法及び関係法令並びにこれに基づく命令及び条例の規定によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書及び各種設計の基準並びに標準図、資料等による。
- 7 受注者は、契約締結後に業務着手届及び工程表等、以下の各号に記載する書類を監督員に提出のうえ、業務に着手しなければならない。また様式及び提出部数は、監督員の指示によるものとする。
 - ① 業務着手届
 - ② 管理技術者通知書
 - ③ 主任技術者通知書
 - ④ 業務計画書
 - ⑤ その他本市が必要と認める書類
- 8 敷地を十分調査のうえ、監督員と綿密な打合せを重ねて設計を進める。また設計に係る打合せ事項及び決定事項（関係官庁、関係機関協議等を含む。）については、書類にまとめて定期的

に提出すること。

- 9 基本設計は、段階ごとに設計案を提出し、監督員の確認を受けてから次の段階へ進む。
- 10 設計の一部について他の専門事務所に協力を求める場合は、十分な能力を有するものを選定するとともに自らの責任において指導すること。
- 11 工法・材料・機器類等の選定にあたっては、価格・実績・市場の流動性・維持管理の容易性等十分な比較検討をして採用すること。
- 12 特定の新技术・新工法及び特許等に関わる導入については、十分な検討を行い優位性・合理性を有することを検証し、監督員と協議のうえ、採用すること。
- 13 技術情報や見積書等の収集にあたっては、特定のものに偏ることなく又、設計に利害を有するものから過度の技術サービスを受ける事なく自らの責任において収集すること。
- 14 田村市厨房施設開設までの工程を把握し、業務にあたること。なお、「保健福祉施設整備事業工程表」を参考資料として配布する。
- 14 設計が終了したときは、以下の各号に記載する書類並びに、監督員が指定する設計図書の複製を提出して審査を受け、これに基づいて所要の訂正を行い、検査を受けた後、成果品を引渡す。
 - ① 業務完了届
 - ② 成果品引渡書
 - ③ その他本市が必要と認める書類
- 16 前項のほか、監督員の指示により白焼図を適宜提出する。
- 17 概略工事工程表を作成する場合は、監督員との協議完了後設計をまとめる。
- 18 業務を実施するにあたり、事業費について常に考慮し、監督員の指示により、平面・立面・断面図、構造概要・設備方針等を含め、概算工事費を提示すること。
- 19 各部門への運用ヒアリングを行い、厨房機器との整合調整を行うこと。
- 20 特記仕様書に明記されていない事項があるときは、発注者と受注者との間で協議して定める。

(5) 業務仕様

1 設計業務の内容及び範囲

- (1) 標準業務の内容及び範囲標準業務の内容は、以下の資料作成等を含むものとする。
 - ・設計条件等の整理
 - ・法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ
 - ・上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ
 - ・基本設計方針の策定
 - ・基本設計図書の作成
 - ・概算工事費の検討
 - ※概算工事費は、全ての工事金額が推定できる内容とする。
 - ・基本設計内容の建築主への説明等
 - ・厨房機器配置計画（レイアウト、動線等）に関する立案及び調整
 - ・設計内容の説明等に用いる資料等の作成（簡易な透視図、各種技術資料を含む。）
 - ・建築基準法施行令第9条による建築関係規定による各種申請に用いる資料の作成
 - ・工事費概算調書の作成

- ・景観法及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等、設計及び建築に必要なとなる諸条件の整理、検討及び取りまとめ
- ・本業務が国及び県の補助事業等に該当する場合、申請等に必要な資料作成等の補助業務
- ・建築物の構造方式（S、RC、SRC）の比較検討

(2) 追加業務の内容及び範囲

- ・地質調査業務
- ※病院建設基本設計業務委託特記仕様書 別紙2参照。

2 準拠すべき基準等

(1) 積算（最新版とする）

- ・公共建築工事積算基準
- ・公共建築工事内訳書標準書式・同解説
- ・公共建築工事内訳書標準書式【設備工事編】・同解説
- ・公共建築工事積算基準等の運用・資料
- ・公共建築数量積算基準
- ・公共建築設備数量積算基準

(2) 仕様書（最新版とする）

- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

(3) 図書等

- ・建築設備耐震設計・施工指針（財団法人日本建築センター）
- ・その他

3 成果物、提出部数等

(1) 基本設計

ア 建築

- ・計画説明書 ・仕様概要書 ・仕上概要表 ・面積表及び求積図 ・敷地案内図
- ・配置図 ・平面図 ・断面図 ・立面図
- ・仮設計画概要書 ・構造計画説明書 ・構造設計概要書（荷重条件等含む）
- ・厨房機器配置計画図
- ・その他（実施設計に必要な基本的事項決定するための資料及び検討書等）

イ 電気設備

- ・電気設備計画説明書 ・電気設備設計概要書（各室与条件表） ・配置図 ・平面図
- ・各設備系統図 ・各設備機器配置図 ・機器表
- ・インフラ図
- ・その他（実施設計に必要な基本的事項決定するための資料及び検討書等）

ウ 機械設備

- ・機械設備計画説明書 ・機械設備設計概要書（各室与条件表） ・配置図

- ・平面図 ・各設備系統図 ・各設備機器配置図 ・機器表 ・インフラ図
- ・その他（実施設計に必要な基本的事項決定するための資料及び検討書等）

エ 外構

- ・その他（実施設計に必要な基本的事項決定するための資料及び検討書等）

オ 工事費概算書

- ・基本設計における工事費概算書（本体一式・外構等すべて）

カ その他

- ・透視図
- ・構造方式比較検討書
- ・エネルギーの効率的利用についての比較検討書
- ・地質調査報告書
- ・工事発注方式の検討結果報告書及び仕様書案

キ 資料

- ・監督員が指示する資料等（各種技術資料、各記録書等）

(2) 提出部数等

- ・提出部数、様式、縮尺等については、監督員の指示による。
- ・監督員が指示するデータ形式及び PDF データの図面データを CD-R 等にまとめて提出する。

(3) 留意事項

- (ア) 構造計算又は積算にコンピュータを用いる場合は、事前に監督員の承諾を得る。
- (イ) 積算は、監督員の承諾を得た設計図をもって行うこととし、国土交通省監修最新版公共建築工事積算基準等による。
- (ウ) 設計図書には、特定の製品又は製造所名等を記載してはならない。ただし、これにより難しい場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けるものとする。
- (エ) 特殊基礎他、特殊な工法・構造を採用する場合は、工期及び経済比較等を検討した選定理由書を作成し、提出すること。
- (オ) その他、関係法令による各種許可書及び届出書、関係機関等との打合せ記録、交付金の申請に係る関係書類等を必要に応じて提出する。

4 建設副産物対策

受注者は、設計にあたって建設副産物対策（発生の抑制、再利用の推進、適正処理の徹底）について検討を行い、設計に反映させるものとする。

5 その他特記事項

- (1) 受注者は、成果品又は成果品を利用して完成した建築物の内容を公表する場合には、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- (2) 受注者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報を取り扱う業務を行う場合は、その取扱いについて、田村市個人情報保護条例を遵守しな

ければならない。

- (3) 受注者は、発注者に対し、次の各号に掲げる行為を許諾するものとする。この場合において受注者は、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項の権利を行使してはならない。
- 1 設計業務の成果物及び建築物の内容を公表すること。
 - 2 設計業務の建築物の完成、増築、改築、修繕、維持、管理、運営、広報のために必要な範囲で、成果物を委託者が自ら複製し、若しくは翻訳、変形、改変その他の修正をすること又は委託者が別に第三者をして複製させ、若しくは翻訳、変形、改変その他の修正をさせること。
 - 3 設計業務の建築物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
 - 4 設計業務の建築物を増築し、改築し、修繕し、模様替えにより改変し、又は取壊すこと。
- (4) 受注者は、業務の方針、条件等に疑義が生じた場合は、発注者と書面により協議しなければならない。この場合、受注者は速やかに協議に応じるものとする。打合せ内容は、打合せ簿に記録し相互に確認しなければならない。
- (5) 受注者は、設計業務を適正かつ円滑に実施するため、監督員と綿密に打合せを行い、その結果を打合せ簿に記録し、相互に確認しなければならない。
- (6) 受注者は、監督員から設計業務及び成果品に対する質疑を受けた場合は、速やかにその内容について検討し、書面により回答しなければならない。
- (7) 受注者は、成果品の修補について、契約約款第 33 条の定めその他、監督員から成果品の修補を求められた場合は、速やかに修補しなければならない。
- (8) 受注者は、市の完了検査に合格しなかった場合は、直ちに修補しなければならない。なお、修補の期限及び修補完了検査については、市検査員の指示に従うものとし、修補の指示は監督員が行い、修補完了後、再度検査を受けなければならない。
- (9) 業務の遂行上必要な資料で、市が所有するものは、原則貸与し、業務完了と同時に返却すること。
- (10) 受注者は、受託期間中、すべての書類及び図面等をみだりに外部へ持ち出してはならない。
- 監督員が随時作業について指示及び立合い又は検査して、必要図書の提出を要求したときは、直ちにこれに応じなければならない。
- (11) 業務の進捗状況報告を、必要と認めたときは、本市へ行うこと。